

## 定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和5年12月27日

香美市監査委員 岩崎 昭雄  
香美市監査委員 横谷 勝正  
香美市監査委員 比与 森光俊

### 記

#### 1 措置を講じた部署 定住推進課、環境課

#### 2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和5年11月30日
- (2) 措置通知年月日 令和5年12月13日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

##### ア 随意契約について

随意契約による手続きが、契約規則及び管財課が示す手順により行われていないものが見受けられた。

随意契約は、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいい、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される要件に該当するときに限ることから、随意契約とする理由等を明確にした適正な事務処理をしてください。

（定住推進課、環境課）

（回答）

今後は、契約規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう努めます。

##### イ 委託期間の遡及について

契約締結を失念し、契約期間を遡及して契約しているものが1件あった。

契約期間を遡及し追認条項を設けることは可能であるが、地方自治法第234条第5項の規定では、「地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定されない」とされており、契約が確定されるまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とは言えないとされている。（地方実務提要2）

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認事項を設ける方法によらず契約締結できるよう、適正な事務処理をしてください。（定住推進課）

（回答）

今後は、契約規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう努めます。

ウ 補助金の変更承認について

補助金の要綱で、「補助対象者は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」となっているが、金額に変更がない等、軽微な変更等承認申請書が提出された場合、変更を承認した書類が作成されていないので、適正な事務処理をしてください。（環境課）

（回答）

決裁後に、軽微な変更等承認申請書が提出された場合、改めて変更を承認する内容の回議書を作成のうえ決裁を取るよう、事務決裁規定を遵守し、適正に処理します。

エ 契約書について

香美市契約規則で、「市長は、契約の相手方（以下「契約者」という。）を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約者とともにこれを記名押印しなければならない」とあるが、契約締結を電子手続きで行い、押印されていない契約書があったので、適正な事務処理をしてください。（定住推進課）

（回答）

電子契約については現行の契約規則上認められていませんので、今後規則の見直しが行われるまで現行の契約規則に沿った事務処理を行うよう努めます。